

## Ⅲ.安全・安心な生活環境の確保

---

## 1 健康危機管理体制の推進

### 目標

健康危機の発生に対する備えを充実させるとともに、関係機関との連携を強化していきます。

### 現況と課題

#### ①健康危機管理

食中毒、感染症、飲料水、薬品、災害、テロ・武力攻撃その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態を「健康危機」といい、これに際して行う予防・治療・拡大防止等の活動を「健康危機管理」といいます。

新型インフルエンザ対策については、平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、平成 26 年 9 月、新たに「台東区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。さらに、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ的確に対応するため、「台東区新型インフルエンザ等対策マニュアル」を策定しました。そして平成 29 年 3 月には、台東区業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を修正しました。

#### <新型インフルエンザ等の発生段階>

都・区	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

出典：台東区新型インフルエンザ等対策行動計画より

#### ②今後の課題

健康に関する危機的状況の発生に備え、関係機関との連携、体制を強化し、確立しておくとともに、発生時においては的確に原因究明、治療、避難等の対応・措置及び拡大防止が可能な体制準備の強化を行っていくことが必要です。

今後、訓練などを通じて、上記の計画やマニュアルの内容を検証するとともに、国や都における新型インフルエンザ対策等の方針や具体策の見直し、ウイルスの変異やワクチンの普及、治療薬の開発状況など、情勢の変化に応じた改定を行っていく必要があります。

## 具体的な取り組み

### 区の取り組み

感染症や大規模食中毒など、健康危機発生時において迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係機関との協力体制を確保します。

#### ①健康危機管理体制

- ・健康危機管理関係の計画・マニュアル等の運用・充実
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法を踏まえた体制整備の推進
- ・医療機関と連携した模擬訓練の実施



模擬訓練の様子

#### ②健康危機に対する連携体制

- ・健康危機管理連絡協議会による健康危機に関する連携強化

#### ③健康危機に関する啓発活動

- ・健康危機に対する日常の備えや予防対策などについての普及啓発

### 区民一人ひとりの取り組み

- 外から戻ったときは、手をよく洗い、うがいをしましょう。
- 毎年、インフルエンザの予防接種を受けましょう。
- 海外旅行の際には、水や食べ物、感染症に注意しましょう。

## 2 食品衛生の推進



**食品の安全を確保します。**

### 現況と課題

#### ①食品関係施設等の状況

台東区の食品関係施設は約1万5千施設あり、内訳は以下のとおりです。

食品関係施設数

施設		施設数	分類	施設数
飲食店営業	一般飲食店	5,409	菓子製造業	708
	すし	194	乳類販売業	586
	仕出し	39	食肉処理及び販売業	406
	弁当	203	魚介類販売業	372
	そう菜	222	食料品等販売業	783
	集団給食	87	その他の集団給食	128
	その他	1,569	その他の製造・販売業	4,614
	小計	7,723	総計	15,320

(単位：件) 出典：「保健所事業概要」平成29年版

#### ②食中毒等の発生状況

食中毒の発生時には、喫食者や施設等の調査を実施し、原因の究明と再発防止に努めています。

東京都・台東区での食中毒発生状況

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
台東区	件数(件)	2	4	11	9
	患者数(人)	13	109	191	51
東京都	件数(件)	87	103	149	136
	患者数(人)	1,324	1,096	2,258	2,309

出典：東京都福祉保健局「食品衛生関係事業報告」平成26年度版-

平成29年度版

台東区「保健所事業概要」平成26年版-平成29年版

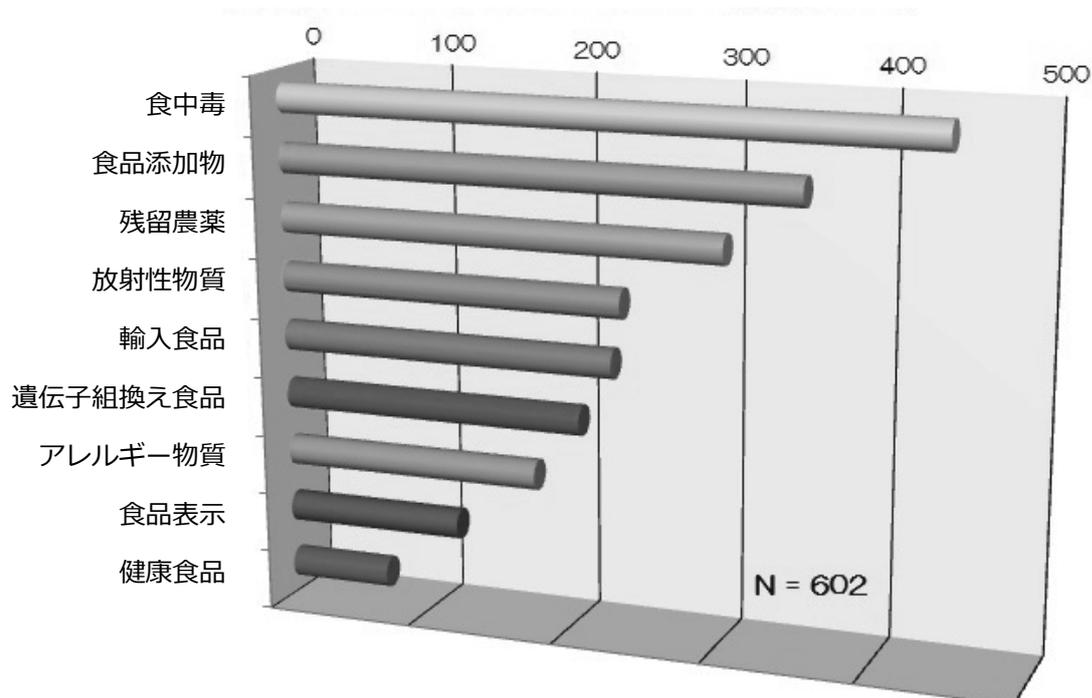
### ③施策の実施状況

毎年度策定する区の実情に応じた「台東区食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導、違反食品・苦情対応、食品衛生普及啓発事業などを実施するとともに、食品等事業者の自主的な衛生管理を推進しています。

食品の安全の向上のためには、区民・食品等事業者・行政間で情報及び意見の交換を行い、情報を共有し、相互理解を深めていくことが必要です。

そのため、区民・食品等事業者・行政担当者が参加する意見交換会を開催しています。

食品安全について心配なこと（複数回答）



(単位：人) 出典：イベント等でのアンケート集計結果（平成28年度）より

区民に食品の安全性について心配に思っていることについて、アンケート調査を実施しました。その結果、食中毒への関心が最も高くなっています。

## 具体的な取り組み

### 区の取り組み

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の安全を確保することにより区民や来街者の健康の保護を図ります。

#### ①監視指導の実施

- ・食品取扱施設の衛生水準向上のための支援・指導の実施
- ・食中毒の発生状況や発生時期等を考慮した効果的な監視指導の実施

### たいとう食品衛生ニュース 秋冬Ver.

**ノロウイルス**

ノロウイルスは、ノロウイルスに感染した人や動物の糞便や嘔吐物から感染します。また、ノロウイルスは、ノロウイルスに感染した人や動物の糞便や嘔吐物から感染します。また、ノロウイルスは、ノロウイルスに感染した人や動物の糞便や嘔吐物から感染します。

**ノロウイルスはこうして体の中に入ってくる!**

ノロウイルスが手につくいて、いろいろな場所をよこしている!

ノロウイルスは、ノロウイルスに感染した人や動物の糞便や嘔吐物から感染します。また、ノロウイルスは、ノロウイルスに感染した人や動物の糞便や嘔吐物から感染します。

### おう吐処理は確実に

おう吐処理は、おう吐したものを適切に処理することです。おう吐処理は、おう吐したものを適切に処理することです。おう吐処理は、おう吐したものを適切に処理することです。

**おう吐処理の準備セット**

おう吐処理の準備セットは、おう吐処理の準備セットです。おう吐処理の準備セットは、おう吐処理の準備セットです。おう吐処理の準備セットは、おう吐処理の準備セットです。

**おう吐処理の手順**

おう吐処理の手順は、おう吐処理の手順です。おう吐処理の手順は、おう吐処理の手順です。おう吐処理の手順は、おう吐処理の手順です。

**次亜塩素酸ナトリウム溶液の作り方**

消毒対象物	0.02%溶液(1リットル)	0.1%溶液(1リットル)
① 床	7mL	35mL
② 手洗台	3.5mL	18mL

# stop! 鶏肉生食

生や中心まで加熱されていない鶏肉を食べることによるカンピロバクター食中毒が多発しています。カンピロバクターは生の鶏肉や鶏卵などについている細菌です。十分な加熱をしなければ死滅しません。鶏肉は中心まで十分に加熱して、おしるべ安全に食べましょう。

**カンピロバクターとは?**

- 分布 : あらゆる動物の腸管に生息
- 潜伏期 : 2～7日
- 症状 : 主に腹(下)部、腰痛、発熱、嘔吐
- 主な感染食品 : 鶏肉、とりわさ、鶏レバー、中まで火が通っていない鶏肉など
- 後遺症等 : キラン・パレー症候群(手足の麻痺、呼吸困難)
- 予防 : 肉の中心まで十分な加熱、肉専用の調理器具の使用、調理器具・手の洗浄消毒

**誤解してませんか? 生肉のこと。**

- ✗地鶏(銘柄鶏)は大丈夫! > すべての鶏肉にカンピロバクターはついてる可能性があります。
- ✗新鮮だから安心! > 新鮮な鶏肉でもカンピロバクターは元来! 食中毒になりやすいです。
- ✗表面に火が通れば大丈夫! > カンピロバクターは肉の内側まで入り込んでいます。
- ✗お店のメニューなら安心! > お店で提供される生や生焼けの鶏肉にもカンピロバクターが潜んでいることには変わりありません。
- ✗大人なら大丈夫! > 大人でも食中毒になります。ただし子どもや高齢者は重症化しやすい傾向があります。
- ✗法律で禁止されていないから大丈夫! > 鶏肉の75%にカンピロバクターが潜っています!

**↑すべて間違いです!**

**鶏肉を確実に安全に食べる方法=中まで十分に加熱すること!**

台東保健所 生活衛生課 食品衛生 ☎03-3847-9466 平成28年 秋冬版

#### ②営業者の自主的な衛生管理

- ・台東区食品衛生自主管理推進店の登録促進
- ・食品衛生推進員による活動や食品衛生自治指導員による巡回指導等を通じた自主的な衛生管理に関する情報や技術の提供
- ・国内のHACCP制度化の周知や、HACCP導入に向けた技術的支援の推進 (HACCP: 危害分析・重要管理点方式)

### ③情報提供と意見交流

- ・ 区民や食品等事業者への区広報紙、区ホームページ、メールマガジン等での情報提供
- ・ 各種食品衛生講習会の実施
- ・ 区民、食品等事業者、行政担当者が参加する意見交換会の実施によるリスクコミュニケーションの推進
- ・ 小学生向け食の衛生教室の実施
- ・ 街頭相談所の開設
- ・ 食品に関する苦情や相談への対応



意見交換会



小学生向け食の衛生教室（飴づくり）

#### 区民一人ひとりの取り組み

- 食中毒予防や食に関する知識や理解を深めましょう。

## 3 環境衛生の推進



### 目標

生活衛生関係施設の衛生を確保し、健康で快適な居住環境の向上を図ります。

### 現況と課題

#### ①生活衛生関係施設等の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、プール、興行場、旅館などの営業施設許認可を行うとともに、監視指導、講習会等により環境衛生を図っています。

また、多くの人々が利用する事務所、店舗、興行場、博物館等の用途で、延床面積3,000㎡以上の建築物について、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物の維持管理に関して正しい知識の普及・衛生上必要な指導等を実施しています。

#### ②施設の自主管理に関する状況

営業者は、互いに連携し、衛生水準の向上を図るため、自主点検など自主管理活動などを行っています。

#### ③家庭等の生活環境の状況

集合住宅等の環境衛生の向上のため、換気設備、給排水設備等の指導を行っています。同時に、ダニの調査など、住まいの室内環境診断事業も行っています。

また、水道等の衛生指導、ネズミ、蚊、ハエ、ゴキブリ等衛生害虫に対する防除指導も行っています。

生活衛生関係施設数

	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	興行場
施設数	180	384	261	234	452	24
	プール	温泉	墓地等	特定建築物	コインランドリー	合計
施設数	40	2	322	179	125	2,203

(単位：件) 出典：「保健所事業概要」平成29年版

## 具体的な取り組み

### 区の取り組み

生活衛生関係施設、住居衛生、衛生害虫等について公衆衛生の向上を図ると共に、健康で快適な室内環境づくりを目指します。

#### ①生活衛生関係施設等の監視指導

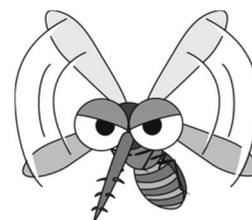
- ・ 理化学検査の結果等に基づいた効率的で効果的な重点監視指導の実施
- ・ 営業者への自主管理活動の促進
- ・ レジオネラ属菌による感染症発生防止のための衛生管理の徹底
- ・ 建築物衛生法該当施設の維持管理に関する正しい知識の普及や衛生指導の実施

#### ②住居衛生の向上

- ・ 新築時の集合住宅等における事前協議等の指導の実施
- ・ 既存住宅における室内環境相談の実施
- ・ 区民のニーズに沿ったダニ、カビ、結露等の室内環境診断の実施

#### ③衛生害虫の防除対策等

- ・ 薬剤に頼らない環境対策（発生源対策）による防除対策の推進
- ・ 蚊媒介感染症（デング熱等）を予防するための蚊防除対策の強化
- ・ 情報提供及び保健所窓口の相談業務による防除対策の支援
- ・ 感染症媒介蚊のサーベイランスの実施（ウィルス検査、調査、監視等）  
（平成 27 年度～）



### 区民一人ひとりの取り組み

- ダニ、カビ、結露の発生を防ぐために換気等に注意し、住宅設備や室内環境を見直しましょう。
- 蚊の発生を予防するため、水たまりや潜み場所等の発生原因をなくしましょう。
- 生ゴミの管理等を徹底し、ハエなどの衛生害虫が生息しにくい環境をつくりましょう。

## 4 医務薬事衛生の推進



医療安全を確保する体制の整備を図ります。

### 現況と課題

#### ①医療監視

医療事故や院内感染等の未然防止を図るため、病院、診療所、助産所の医療安全が確保されているか監視指導を行っていく必要があります。また、患者に誤解を与えるような不適切な広告の防止を図っていく必要があります。

#### 医療関係施設数

区分	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	歯科 技工所	施術所	衛生 検査所
施設数	8	230	231	2	30	334	1

(単位：力所) 出典：「保健所事業概要」平成29年版

#### ②薬事監視

医薬品及び医療機器による健康被害を未然に防ぐため、薬局開設者及び医薬品等販売業者に対し、法令に遵守した取扱い、管理が行われているか監視指導していく必要があります。また、漏出や盗難等により、重大な事件や事故につながる恐れのある毒物や劇物について、適切な使用や保管管理等を遵守してもらうよう、事業者に対し、的確な監視指導を行っていく必要があります。

#### 薬事関係施設数

区分	薬局	医薬品 店舗販売業	毒物劇物 業務上 取扱者	毒物劇物 販売業	高度管理 医療機器等 販売業・貸与業
施設数	138	82	95	239	496

(単位：力所) 出典：「保健所事業概要」平成29年版

#### ③医療に関する患者の相談窓口

医療機関に関する患者の声をくみ取る窓口の充実を図っていく必要があります。台東区では、「患者の声相談窓口」を設置し、医療に関する問題を解決するための助言や関係機関の案内を行っています。

## 具体的な取り組み

### 区の取り組み

院内感染や医療事故等の未然防止を図るため、関係機関との協力体制を確保し、医療安全の整備を図ります。また、医薬品、医療機器、毒物劇物の適正な保管管理状況等について重点的に監視指導をします。

#### ①医療施設の監視指導

- ・安全な医療体制が確保されているか、有床・人工透析診療所を中心に監視指導を実施（安全管理のための指針の策定、感染予防対策、震災対策等）

#### ②薬局等の監視指導

- ・医薬品、医療機器の保管管理状況、適正な使用のために必要な情報の提供状況
- ・医薬品の調剤過誤を防止する対策等の重点的な監視指導
- ・薬局開設者と偽造処方せんに関する情報共有による、事件事故の未然防止

#### ③毒物劇物取扱い事業者の監視指導

- ・毒物劇物取扱い事業者の社内管理体制の整備状況等についての重点的な監視指導（毒物劇物の盗難紛失等予防措置、貯蔵設備の震災対策、危害防止規定の作成等）

#### ④患者の声相談窓口

- ・医療機関との信頼関係の構築を支援するための相談、助言を行う

#### ⑤医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携

- ・東京都や地元の医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携・ネットワーク化
- ・インターネットや区ホームページ等を活用した健康危機情報の迅速な提供



患者の声相談窓口のリーフレット

### 区民一人ひとりの取り組み

- 医療機関を受診する際は、症状やその経過、現在飲んでいる薬等、診察時に伝えることをまとめておきましょう。
- 医薬品等は、有効性、安全性を理解し、適正に使用しましょう。

## 5 薬物等乱用対策の充実



薬物乱用のないまちづくりを推進します。

### 現況と課題

#### ①薬物乱用等状況

あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法等の法に基づく薬物事犯は、平成20年以降ほぼ横ばいで推移しており、警察等の取り締まり強化にもかかわらず減少してはいません。ただし、中学生・高校生の検挙者数は、減少の傾向となっています。

検挙者数の推移

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
麻薬及び向精神薬取締法	601	375	341	452
あへん法	21	23	6	24
大麻取締法	2,867	2,367	1,692	1,813
覚せい剤取締法	11,231	12,200	11,842	11,148
計	14,720	14,965	13,881	13,437

(単位:人) 資料:厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

#### ②施策の実施状況

薬物の乱用に対しては、まず、薬物の危険性に関する正しい知識の普及啓発が最も重要です。

中学生への薬物乱用防止ポスター・標語の募集や小・中学校の授業の一環として実施している「薬物乱用防止教室」を通じて薬物乱用がもたらす有害性などの正しい知識の啓発を図っています。

また、薬物に関する相談や保健指導等を適切に行うことが重要で、台東区では、保健師による相談や医師による「こころの健康相談」などにおいて薬物への対応を行っています。

## 具体的な取り組み

### 区の取り組み

覚せい剤、麻薬、危険ドラッグ等の薬物に関する正しい知識を普及啓発することにより、薬物乱用の未然防止を図り、薬物乱用を許さない社会環境づくりを目指します。

#### ①薬物乱用防止に関する普及啓発

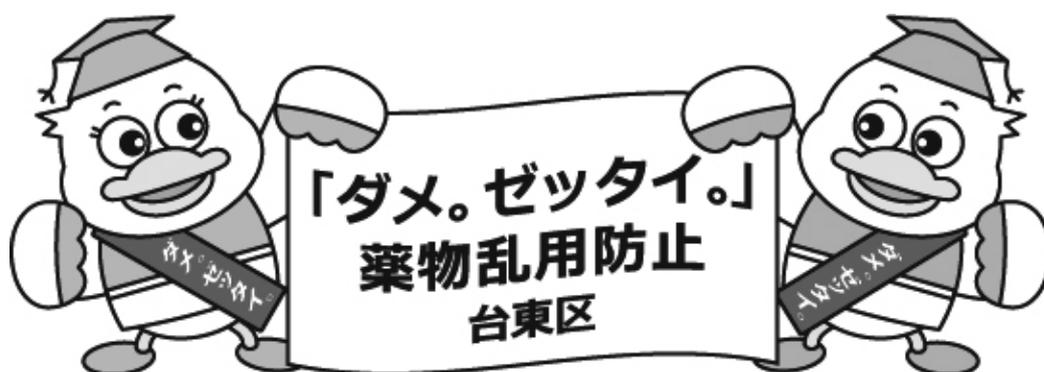
- ・「薬物乱用防止ポスター・標語コンクール」による青少年に対する普及啓発
- ・保護司会、民生委員・児童委員、ライオンズクラブ、警察、東京都等の関係機関と定期的な連絡会の開催による連携の推進
- ・国や東京都等が実施する「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と連携した薬物乱用防止キャンペーンの実施
- ・薬物乱用防止講習会の実施

#### ②薬物依存者の社会復帰への支援

- ・社会復帰に向けた相談の実施
- ・薬物依存回復施設等との連携による社会復帰の促進

### 区民一人ひとりの取り組み

- 薬物についての正しい知識を持ち、違法な薬物の誘惑に対しては、きっぱりと断りましょう。
- 薬物に関する疑問や不安がある場合は、一人で悩まずに相談窓口へ相談しましょう。



## 6 動物愛護管理の推進

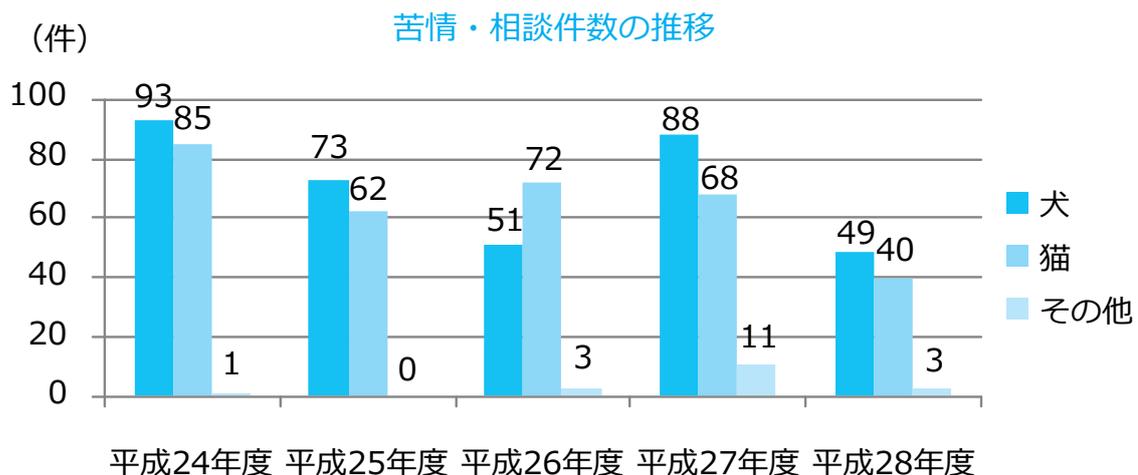
### 目標

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

### 現況と課題

#### ①動物との共生に伴う課題

ペットは、生活に潤いと安らぎをもたらす、人間にとってかけがえのない存在です。しかし、動物が人と同じ地域社会で暮らすためには、飼い主が動物を愛護するとともに、マナーを守って管理することが大切です。現在、保健所に寄せられる苦情・相談は、犬のマナー問題と飼い主のいない猫に関するものが中心となっています。



出典：「保健所事業概要」平成 29 年版

#### ②動物由来感染症の状況

動物から人間に病原体が伝播することにより発症する感染症では、鳥インフルエンザや狂犬病が有名ですが、これ以外にもトキソプラズマ症、オウム病、ブルセラ症など多様なものがあります。特にエキゾチックアニマルと呼ばれる珍しい動物は、本来野生動物であり、保有している病原体についても不明なものが多く、注意が必要です。

また、WHOのガイドラインでは狂犬病の感染拡大を阻止するために狂犬病予防注射接種率 70%以上を確保する必要があり、台東区では毎年この数値を達成しています。

## 犬の登録数及び狂犬病予防注射実施数

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
登録頭数	6,594	6,885	6,896	6,811	6,890
新規登録数	591	549	519	544	473
注射済票交付数	4,917	4,986	4,914	4,979	4,903
こう傷事故件数	3	3	6	10	6
注射接種率	76.6%	74.3%	73.5%	76.1%	75.0%

(単位：こう傷事故件数は「件」、その他は「頭」) 出典：「保健所事業概要」平成29年版

### ③施策の実施状況

台東区では、狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射のほか、「命のバトンプロジェクト」と題し、保護犬の譲渡推進や地域猫活動支援など、犬猫の殺処分数の削減に向けた具体的な取り組みを進めています。

また、地域の動物愛護及び適正飼養推進のために活動する「東京都動物愛護推進員」と協力し、動物愛護フェスティバル等で、動物愛護管理の普及啓発に努めています。

さらに災害時には、飼い主の多くがペットも家族の一員として一緒に避難することが予想されるため、災害時のペットの同行避難について、理解と周知を図っています。

#### 保護犬の譲渡推進事業（命のバトンプロジェクト～つなぐ命）



保護犬の譲渡事業説明



愛犬講習会

#### 地域猫活動支援事業（命のバトンプロジェクト～見守る命）



地域猫講習会



地域猫活動の様子

## 具体的な取り組み

### 区の取り組み

飼い主の適正飼養を推進するとともに、「命のバトンプロジェクト」（保護犬の譲渡推進と地域猫活動支援）により、地域における動物愛護管理意識の醸成を図ります。

#### ①飼い主の社会的責任の徹底

- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射接種の徹底
- ・ 犬のしつけ教室など飼い主のマナー啓発
- ・ 保護犬の譲渡推進による殺処分数の削減と犬の終生飼養の普及啓発

#### ②飼い主のいない猫対策

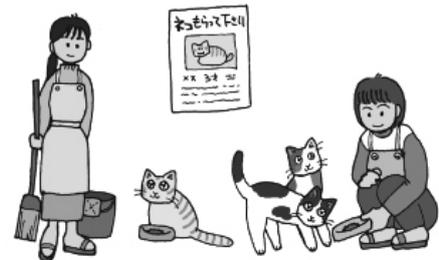
- ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業の継続実施
- ・ 地域猫ボランティアや、町会、商店街等地域団体での活動の継続支援

#### ③動物由来感染症対策

- ・ 狂犬病などの動物由来感染症対策の実施

#### ④災害時のペット対策

- ・ 飼い主へのペットの防災対策の普及啓発
- ・ 災害時におけるペットの同行避難の体制整備



### 区民一人ひとりの取り組み

- 人と動物と地域社会が、お互いに愛情と責任、そして信頼という強い絆で結ばれるように、平常時から地域との絆を育みましょう。



「地域猫活動支援による飼い主のいない猫対策10年間の取り組み」パネル展